

住吉区地域活動協議会会長会設置運営要綱

(目 的)

第1条 「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」に向けて、区長認定のもと形成された地域活動協議会（以下「地活協」）は、準行政的機能を有する唯一無二の組織であり、区役所と地活協がより連携を深めていくために、区役所から地域への報告や要請、協力依頼事項及び区施策への協議・議論の場として、区役所と各地活協会長および役員等と意見交換をするとともに、各地活協相互の情報交換や情報共有の場という位置づけのもと、地域の住民が心豊かで、潤いのある生活が出来る、安全で安心な『すみよいまちづくり』を、住民協働参画の方向で推進することを目的として、地域活動協議会会長会（以下「地活協会長会」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 地活協会長会の事務局は、住吉区役所地域課に置く。

(組 織)

第3条 地活協会長会は、次のとおり組織する。

- (1) 地活協の長
- (2) 女性部長その他会長が必要と認めた者
- (3) 住吉区役所

(幹 事)

第4条 地活協会長会に、次の幹事を置く。

代表幹事 1名 副代表幹事 若干名

(職 務)

第5条 代表幹事は、地活協会長会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、副代表幹事

がその職務を代理する。

(選 任)

第6条 代表幹事は、地域活動協議会会長（以下「地活協会長」という）から互選により選任する。

2 副代表幹事は、代表幹事が選任し、地活協会長会の同意を得てこれを承認する。

(特別職)

第7条 本会に相談役を置くことができる。

(任 期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(地活協会長会の招集)

第9条 地活協会長会は、住吉区長が招集する。

2 地活協会長会は原則として月1回開催し事前に幹事会を開催する。ただし8月と1月は休会とする。

3 地活協会長会は必要に応じ臨時に開催することができる。

(議 長)

第10条 地活協会長会の議長は、代表幹事とする。

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月23日から施行する。

この要綱は、平成30年2月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。